

JP-030

刑事訴訟規則

〔昭和二十三年十二月一日号外
最高裁判所規則第三十二号〕

(裁判の告知)

第三十四条 裁判の告知は、公判廷においては、宣告によつてこれをし、その他の場合には、裁判書の副本を送達してこれをしなければならない。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

(裁判の宣告)

第三十五条 裁判の宣告は、裁判長がこれを行ふ。
2 判決の宣告をするには、主文及び理由を朗読し、又は主文の朗読と同時に理由の要旨を告げなければならない。

(裁判書の作成)

第五十三条 裁判をするときは、裁判書を作らなければならぬ。但し、決定又は命令を宣告する場合には、裁判書を作らないで、これを調書に記載させることができる。

(最終陳述・法第二百九十三条)

第二百十一条 被告人又は弁護人には、最終に陳述する機会を与えなければならない。

(判決の通知・法第二百八十四条)

第二百二十二条 法第二百八十四条に掲げる事件について被告人の不出頭のまま判決の宣告をした場合には、直ちにその旨及び判決主文を被告人に通知しなければならない。但し、代理人又は弁護人が判決の宣告をした公判期日に出頭した場合は、この限りでない。

29 MAR 1996

RECEIVED

TRIPS